

令和6年度沖縄県病院事業局職員（薬剤師職）選考採用試験募集要項

今回の試験は、薬剤師として3年以上の職務経験を有する者を対象とし、試験内容は書類審査と面接のみとなります。（筆記試験はありません）

1 試験職種、採用予定数及び職務内容

採用区分	試験職種	職名	試験区分	勤務地	採用予定数	職務内容
広域異動職員	薬剤師	主任	Y	全県立病院	若干名	左記の勤務地において薬剤師の業務に従事します。
		主任技師	Z	全県立病院	若干名	
地域異動職員	薬剤師	主任	Y M	宮古地域	若干名	
			Y Y	八重山地域	若干名	

(注) 試験区分の併願及び変更はできません。

2 広域異動職員と地域異動職員について

広域異動職員は県内全域を人事異動するのに対し、地域異動職員は人事異動の対象地域が限定されます。地域異動職員は、人事異動の対象地域が限定されるというメリットがある一方、主任技師以上への任用がなく、給与上の処遇も広域異動職員と異なります。

(1) 地域異動職員の勤務地の範囲

宮古地域	県立宮古病院
八重山地域	県立八重山病院

(2) 地域異動職員の採用後の処遇について

主任までの昇任（主査級（主任技師）以上への昇任がない）となり、一定額以上の昇給もありません。

3 受験資格

(1) 主任

- ① 昭和38年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師免許を有し、申込時点で薬剤師として3年以上の職務経験を有する者
- ② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 主任技師

- ① 昭和38年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師免許を有し、申込時点で薬剤師として9年以上（6

年制課程を卒業した薬剤師の場合は7年以上)の職務経験を有する者

② 3の(1)の②を満たす者

4 募集期間

令和6年12月25日(水)から令和7年3月7日(金)まで

5 試験の日時及び会場等

日時	科目	内容	会場
試験は随時行いますので、お問い合わせください。	書類審査	応募時に提出される履歴書によって、その者の専門的な知識、技術、経験等を総合的に評価し、職務遂行能力を有しているか判定します。	各県立病院会議室等を予定(場所についてはご相談ください。)
	面接	適格性や職務遂行能力等を審査するため、個別面接を行います。	

注) 面接時間は約30分程度

6 受験手続

(1) 必要書類 次に掲げるものを、メール又は郵送により提出してください。

ア 履歴書(所定様式)

※紙を出力して自筆する場合は、黒色ボールペンを使用してください。

※写真について

- ・申込み前3月以内に撮影したものを使用してください。
- ・紙を出力して提出する場合は、所定の場所にタテ4cm・ヨコ3cmサイズのもの貼り付けてください。
- ・メールの場合は、画像データをメールに添付して提出してください。

イ 薬剤師免許証の写し

(2) 申込方法

ア メールによる申込み

メールの件名を「病院事業局職員採用試験申込書(薬剤師通年)」とし、病院事業局管理課のメールアドレスあて提出してください。メール提出後は、病院事業局管理課人事班まで電話連絡してください。

メールアドレス: aa190130■pref.okinawa.lg.jp ※■記号を@記号に置き換えて下さい

電話番号: 098(866)2123(直通)

イ 郵送による申込み

封筒の宛名面に「病院事業局職員採用試験申込書在中」と朱書きし、簡易書留郵便で郵送してください(直接提出は不可)。

申込先 沖縄県病院事業局管理課人事班(沖縄県本庁舎4階)

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話 098(866)2123(直通)

7 合格通知

合格者決定後、沖縄県本庁舎正門で掲示し、沖縄県病院事業局ホームページ(<https://byoinjigyokoku.pref.okinawa.jp/recruit/1>)に掲載するほか、合格者に通知します。

8 合格通知後の取扱い

- (1) 合格者は、令和6年度沖縄県病院事業局職員選考採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 選考採用候補者名簿の有効期限は、合格発表の日から1年間です。ただし、採用を辞退した者は、選考採用候補者名簿から削除します。
- (3) 採用日は相談に応じます。
- (4) 合格通知後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

9 給与等

各学歴卒業後、必要経験年数（主任：3年、主任技師：7年又は9年）を経た後すぐに採用された場合の給料等

採用区分	職名	学歴	給料	給料の調整額	初任給調整手当	計
広域異動職員	主任 (経験3年)	大学6卒	237,400	4,000	38,000※	279,400
	主任技師 (経験7年)	大学6卒	264,500	4,550	22,000※	291,050
	主任技師 (経験9年)	大学4卒	251,000	4,550		255,550
地域異動職員	主任 (経験3年)	大学6卒	237,400	4,000	38,000※	279,400

※採用時に初任給調整手当（上記手当額は必要経験年数を経た後すぐに採用された場合の金額）が支給され、同手当の額は、大学卒業から12年かけて逡減していきます。

※ 給料等は、令和6年4月1日時点の額であり変動することがあるほか、各職員の業務の内容、配置部署により異なります。記載されている金額は、代表的な業務、配属部署の場合のものです。

※ 給料は、上の表で示す場合のほか、各人の採用前の職歴や経験年数に応じて決定されます。

※ 別途、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。